

第1号議案

役員の兼職について

(案)

役員及び職員の兼職に関する規程に基づき、千葉監事の兼職承認申請（別紙1）について承認を行い、電気事業法第28条の24のただし書き及び定款第34条第1項のただし書きの規定に基づき、経済産業大臣への兼職の承認申請を行う。

なお、本役員兼職承認申請は、第279回理事会にて議決された役員選任認可申請及び役員兼職承認申請と併せて行う。

以上

(添付資料)

別紙1：役員の兼職の承認申請について